

[フルハーネス型安全帯使用作業特別教育カリキュラム]

<対象者>

高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務従事者。

<根拠法令>

「安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示」（平成30年厚生労働省告示第249号）発出によりまして、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務従事者へ、特別教育の受講が義務付けられました。

（労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条41号・平成31年2月1日適用）

<カリキュラム>

講習 内容	1. 作業に関する知識	1. 0時間
	2. 墜落制止用器具（フルハーネス型）に関する知識	2. 0時間
	3. 労働災害の防止に関する知識	1. 0時間
	4. 関係法令	0. 5時間
	5. 墜落制止用器具の使用方法等の実技	1. 5時間
	合計	6. 0時間